

議案第 5 6 号

宇治市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を
制定するについて

宇治市職員の退職手当に関する条例の一部を、次のとおり改正するものとする。

令和元年 9 月 1 7 日提出

宇治市長 山 本 正

宇治市条例第 号

宇治市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

宇治市職員の退職手当に関する条例（昭和26年宇治市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項第2号中「（同法第16条第1号に該当する場合を除く。）」を削り、同条第2項中「の規定による」を「に規定する」に改める。

附則第12項中「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

（提案理由）

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴う地方公務員法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。